

同居家族がいる場合の生活援助中心型の訪問介護利用理由書

【算定要件】

訪問介護における「生活援助中心型」の単位を算定することができる場合として「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされたが、これは、障害、疾病のほか、障害、疾病がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合をいうものであること。【老企第36号 第2の2(6)】

鳴門市長 殿	
下記理由により、生活援助中心型の訪問介護サービスを計画しますのでケアプラン等を添えて届出します。	
年 月 日	事業所住所
	事業所名 印
計画作成担当者名	

被保険者氏名		被保険者番号	
生年月日	M T S 年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
要介護度	<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5		
認定有効年月日	年 月 日 ~ 年 月 日		

1 生活援助中心型の訪問介護を位置づけるやむをえない事情の内容		
2 生活全般の解決すべき課題		
3 課題の解決に必要であって最適と判断する支援内容 (判断する理由含む)		
支援内容	必要なサービス内容詳細	必要と判断する理由
<input type="checkbox"/> 掃除		
<input type="checkbox"/> 洗濯		
<input type="checkbox"/> 一般的調理・配下膳		
<input type="checkbox"/> 買い物		
<input type="checkbox"/> その他		

添付書類 アセスメント表、サービス計画書(1表 2表 3表)を添付してください。

4. 5. 6についてはアセスメントに詳細の記載がない場合は記入してください。

4 家屋形態 (特記事項)	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 二世帯住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅 <input type="checkbox"/> その他	家族構成図 ◎=本人、○=女性、□=男性 ●■=死亡、☆=キーパーソン 主介護者に「主」 副介護者に「副」 (同居家族は○で囲む)										
	(特記事項)											
5 同居家族等の続柄 (支援者も含む)	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 子(男・女) <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> その他()											
6 同居家族等の状況 (支援者も含む) (障害・疾病・その他やむを得ない理由ありと判断した詳細を書く)	<input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 要介護者 <input type="checkbox"/> 日中独居 <input type="checkbox"/> その他	<table border="1"> <thead> <tr> <th>誰</th> <th>状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	誰	状況								
	誰	状況										

《やむをえない事情と判断される場合の例》

- ・介護放棄など虐待が認められる場合
 - ・家族間関係に修復不能な深刻な問題があり、援助が期待できない場合
 - ・家族の介護負担により共倒れが危惧される場合
 - ・同居している家族が、要支援、要介護認定を受けており家事を行うことが困難な場合
- 注 家事ができない(したことがない)、忙しい(仕事・育児など)、苦手だ、遠慮があつて頼みにくいなどは該当しません。

《日中独居を利用として生活援助中心型を計画する場合》

同居家族が就労などによって日中独居である場合、家族が滞在している時間帯(休日及び夜間)において対応すれば事足りるものについては援助の対象になりません。家族が不在の時間帯に行わなければ、日常生活に大きな支障が生じる場合は、適切なケアマネジメントにおいて判断してください。